

## 学術集会などにおける一般演題等についての倫理的配慮に関する指針

一般社団法人 SST 普及協会 学術委員会  
2022. 11. 18. 改定

### I. はじめに

SST 普及協会の法人化に伴い、全国経験交流ワークショップと学術集会のさらなる発展と地域での SST の普及に貢献するために、学術委員会が開催地実行委員会と連携して会を企画・運営していくことになりました。その一環として、「学術集会などにおける倫理的配慮に関する指針」を策定いたしました。

これまでの学術集会での発表や抄録からみても、本協会は医療、保健、福祉、労働、教育、司法などさまざまな分野の領域や職種から構成されているため、研究や実践の方法や倫理的配慮についてのとらえ方が、会員の職種や所属機関によって若干異なっていることが推測されます。そこで、学術委員会としては、世界医師会によるヘルシンキ宣言および日本精神神経学会による「臨床における倫理綱領」(精神神経学雑誌;99,525-531,1997)等に記載された倫理規約に沿って、「学術集会などにおける一般演題等についての倫理的配慮の指針」を提示し、平成 27 年度第 20 回学術集会より適用し、「学術集会などにおける倫理的配慮に関する指針」を策定しました。第 20 回学術集会からこの指針が適用されていますが、近年さらに個人情報保護の視点も加わり、配慮すべき事項が増加していますので、下記の通り指針を改定いたしました。全国経験交流ワークショップや学術集会等において発表および報告をされる会員は、「学術集会などにおける一般演題等についての倫理的配慮の指針」に則って対応いただくようお願い申し上げます。

II. 基本的倫理規定：一般演題等の発表の際には、本項 1～6 を基本的な倫理規定としてください。

1. 研究・実践対象者の人権の尊重
2. 研究実践の際のインフォームドコンセント
3. 得られた情報の秘密保持の厳守、目的外使用の禁止
4. 公開に伴う責任、特に匿名性の担保
5. 研鑽の義務
6. 研究や実践を行ううえでの本倫理規定の遵守

III. 一般演題応募ならびに発表における規定

1. 本協会の学術集会演題として相応する内容か

協会の目的「本会は、日本各地での SST の普及と精神科リハビリテーションの発展、な

らびにメンタルヘルス、市民生活の質の向上に貢献する」に合致しているか確認してください。

## 2. 必要な倫理的配慮がなされているか

① 研究や実践の対象者（あるいは代諾者）に十分な説明のうえ、発表の同意を得てください。

例：「対象者に研究目的、方法、結果を発表することについて文書で説明し、同意を得た。」

「本人に十分な倫理的配慮を行うことを説明のうえ、発表の同意を文書で得た。」（症例報告の場合）症例報告では、可能な限り発表内容を本人に確認してもらったうえで同意を得ることが望ましい。

② 研究や実践の対象者に不利益や負担が生じないように配慮してください。

例：「研究に参加しなくても何ら不利益を受けないこと、一旦承諾してもいつでも中断できることを保証した。」

③ 個人ならびに施設等が特定されないように匿名性に十分配慮してください。

例：個人が特定されるようなイニシャル、自治体名、病院名等は避け、A、B などと表示してください。日付によって個人の特定につながる情報となる可能性がある場合には、X年、X+1年などを用いてください。「当院」「当施設」などの記載も個人の特定につながる情報になる場合には避けてください。

④ 引用文献・図書がある場合は、発表時のスライド（または発表原稿）に必ず出典を明示してください。可能であれば抄録にも出典を明示してください。

イラストや写真、図表についても他者が作成したものを使用するときは著作権フリーとされたもの以外は出典を明示して下さい。

⑤ 実践報告などで一緒に実践を行っている同僚や協力者等がいる場合には、発表の際には共同演者となってもらい、もしくは発表することの同意を得てください。

⑥ 過去に行われた調査や研究のデータを用いて、新たな解析を行って発表する場合には、改めて倫理委員会に申請して承認を受ける必要があります。またその際の対象者が多数である、もしくは過去のことで本人と連絡を取ることが困難であるなどの場合には、倫理委員会などのホームページで発表を行う旨を公表し、自身のデータの使用を希望しない人に対して、同意しない旨連絡できるようにする必要があります（オプトアウト）。

\* 1. 抄録及び発表時には、本規定①～⑥を遵守している旨を記載してください。

\* 2. 所属機関に倫理委員会がある場合にはその承認を得た旨を、抄録および発表時に記載してください。ない場合には、この規定を遵守している旨の記載（前項）で代替いたします。

3. 今回の発表に関して何らかのCOIがある（例えば製薬会社の研究助成を受けており、報告内容に薬物療法の記載が含まれるなど）場合には、タイトル、発表者の次に記載してください。パワポイントもその順番で表示してください。競争的資金（文科省・厚労省の科学研究費、AMEDなど）の場合には、最後に当該の研究費で行われた旨、記載ください。

4. その他、当日の発表についても上記の規定を遵守し、適切な取り扱いができていますか

① 当日配布する資料は、学術集会事務局と取扱い方法を相談し、原則的に発表者の責任で準備・回収・廃棄してください。

② 質疑応答の際にも、個人が特定されないように心がけてください。

③ 運営側は、発表会場での参加者の写真・ビデオ撮影などの個人情報の流出や知的所有権の侵害などの問題が起こらないように留意してください。また、SNS 等での情報の取扱いについても同様に留意をお願いします。